

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	月額と定められた非常勤特別職（教育委員会）の12月分の委員報酬について、その月の20日に支払われていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	当該委員報酬については、12月分の支払いは20日に、12月以外の月分は26日に支払うことを、改めて課内で共有した。今後も、条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	契印について、備品台帳が作成されていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	契印の備品台帳の作成については、管財課の通知に基づき監査終了後速やかに作成した。今後も、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (ア) 週休日に行った午前2時30分から午前7時30分までの勤務について、午前5時までの超過勤務手当の支給割合は160/100、それ以降の勤務については135/100とすべきところ、誤って全ての勤務時間を160/100欄に記載したことにより、端数処理の結果、過小支給となっているものがあつた。
措 置 状 況	過小支給となっていた令和4年7月分の超過勤務手当を、令和6年2月分の給与にて追加で支給した。今後は富山市職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (イ) 再任用短時間勤務職員が行った超過勤務について、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務について支給割合は100/100、それを超えた場合は125/100とすべきところ、1日8時間15分までの勤務に対して100/100としたことにより、端数処理の結果、過大支給となっているものがあつた。
措 置 状 況	過大支給となっていた令和5年3月分の超過勤務手当を、令和6年2月分の給与にて返還した。今後は富山市職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (ウ) 人事給与システムへの入力誤りにより、過小支給となっているものがあった。
措 置 状 況	過小支給となっていた令和 4 年 7 月分の超過勤務手当を、令和 6 年 2 月分の給与にて追加で支給した。今後は富山市職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 学校施設課
指 摘	気象観測機器に係る行政財産使用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和6年度からの行政財産使用料の納入期限については20日以内の日付を指定して納入通知書を交付するよう改善を図ったところであり、今後も行政財産使用料に係る納入通知書を交付する際には、納入期限の日数を20日以内に指定するようあらためて関係職員へ注意喚起するとともに、誤りのないよう確認作業を徹底することで適正な事務処理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	教育委員会事務局 学校教育課
指摘	契印について、備品台帳が作成されていなかったもので、改善を図られたい。
措置状況	監査での指摘を受け、令和 6 年 3 月に契印に係る備品台帳を作成した。 以後、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務処理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育センター
指 摘	ア 豊田適応指導教室の敷地内占用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の納入期限については、令和5年度交付分から20日以内に指定した。今後も富山市会計規則を遵守し、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育センター
指 摘	イ 旧富山市教育センターグラウンドの使用における協議文書について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (ア) 教育委員会事務局長決裁とすべきところ教育センター所長決裁に、また、教育委員会事務局長から市民生活部長宛とすべきところ、教育センター所長からスポーツ健康課長宛に、「行政財産の使用について（お願い）」を送付していた。 (イ) 当該財産は、令和5年度にスポーツ健康課から学校施設課へ所管換されているが、令和5年度においてもスポーツ健康課長宛に同様の協議文書を送付していた。
措 置 状 況	ご指摘の協議文書の誤りについては、監査終了後速やかに協議を行い、令和6年度4月より、次のとおり改めることとした。 教育委員会内の使用依頼については、部局内であることから、使用を依頼する課長から所管する課長宛とし、課長決裁を行う。旧富山市教育センターグラウンドに関しては、教育センター所長より、学校施設課長宛として、文書を作成する。 所管課については、使用依頼を作成する際に送付先に所管を確認の上、協議文書を送付する。 以上のことを所内で周知徹底し、適切な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育センター
指 摘	超過勤務手当の支給について、週休日に行った勤務の支給割合は135/100とすべきところ、125/100欄の勤務時間数の累計としたことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の超過勤務手当に相当する報酬の過小支給については、監査終了後速やかに過小分の精査を行った後、令和6年2月に職員課へ修正の申告を行い、令和6年3月分給与にて差額分を支給した。 今後、システム入力時及び決裁時の確認を徹底するなど、富山市職員の給与に関する条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。